

教 育 文 化 委 員 会 記 録 (No.34)

1 日 時 令和6年12月9日(月)
午前10時00分 開会
午前11時10分 閉会

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員(9人)

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 委 員 長 | 永 井 佑 | 副 委 員 長 | 森 結実子 |
| 委 員 | 宮 崎 吉 輝 | 委 員 | 中 村 義 雄 |
| 委 員 | 中 島 隆 治 | 委 員 | 木 下 幸 子 |
| 委 員 | 大久保 無 我 | 委 員 | 藤 沢 加 代 |
| 委 員 | 有 田 絵 里 | | |

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

| | | | |
|------------|---------|-----------|---------|
| 都市ブランド創造局長 | 井 上 保 之 | 総務文化部長 | 新 山 克 己 |
| 総務課長 | 明 石 卓 也 | 文化企画課長 | 楠 本 祐 子 |
| 文化芸術担当課長 | 荒 牧 かな子 | スポーツ部長 | 濱 田 孝 洋 |
| スポーツ施設担当課長 | 川 合 浩 治 | 美術館普及課長 | 三 宅 智 美 |
| 教 育 長 | 田 島 裕 美 | 教 育 次 長 | 高 松 淳 子 |
| 総 務 部 長 | 大 庭 千 枝 | 教 職 員 部 長 | 澤 村 宏 志 |
| 制度サービス担当課長 | 石 本 弘 一 | 中央図書館長 | 神 野 洋 一 |
| 中央図書館副館長 | 竹 永 政 則 | 運営企画課長 | 藤 原 定 男 |

外 関係職員

6 事務局職員

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 委員会担当係長 | 梅 林 莉 果 | 調 査 係 長 | 筒 井 大 亮 |
|---------|---------|---------|---------|

7 付議事件及び会議結果

| 番号 | 付 議 事 件 | 会 議 結 果 |
|----|---|---|
| 1 | 審査日程について | 9日は議案の審査、10日は議案の採決及び請願・陳情の審査を行うことを決定した。 |
| 2 | 議案第146号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について | 議案の審査を行った。 |
| 3 | 議案第147号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について | |
| 4 | 議案第178号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 5 | 議案第179号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 6 | 議案第180号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 7 | 議案第181号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 8 | 議案第182号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 9 | 議案第183号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 10 | 議案第184号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 11 | 議案第185号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 12 | 議案第186号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 13 | 議案第187号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 14 | 議案第188号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |

| | | |
|----|--------------------------------------|------------|
| 15 | 議案第189号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | 議案の審査を行った。 |
| 16 | 議案第190号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等） | |
| 17 | 議案第204号 指定管理者の指定について（北九州市立八幡図書館） | |
| 18 | 議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分 | |

8 会議の経過

○委員長（永井佑君） 開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり17件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決及び請願・陳情の審査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第146号、147号、178号から190号、204号及び205号のうち所管分の以上17件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務文化部長。

○総務文化部長 着席のまま失礼いたします。

それでは、都市ブランド創造局所管の議案につきまして、タブレットの教育文化委員会資料に沿って御説明いたします。

2ページを御覧ください。

初めに、一般議案について御説明いたします。

議案第178号から第190号、指定管理者の指定について、北九州芸術劇場等でございます。本議案は、北九州芸術劇場等について指定管理者を指定するに当たりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に付議するものでございます。

3ページを御覧ください。

都市ブランド創造局所管分は13施設になります。それぞれの施設の指定管理者候補及び指定期間は表に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

続きまして、補正予算議案について御説明いたします。

議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち所管分を御説明いたします。

なお、令和6年度北九州市補正予算に関する説明書の該当ページにつきましては、表の右側に記載しております。また、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

まず、2款3項6目美術館費、次世代に向けたアートプログラム事業104万円、それから、4款2項4目青少年費、科学館普及事業200万円は、人事委員会の勧告に基づきまして、会計年度任用職員に係る報酬などを増額補正するものでございます。

次に、8款2項1目商工業振興費、北九州国際展示場施設整備事業は、アジア太平洋インポートマート、AIMビル2階ガレリアの雨漏りの原因の特定、それから、く体部分等の浸水、劣化状況の調査を行う経費といたしまして、460万円を増額補正するものでございます。

5ページをお願いします。

次に、繰越明許費についてです。資料に掲載の2つの事業につきましては、適正な事業期間の確保あるいは関係者との調整等に日時を要したため、それぞれ必要額を翌年度に繰り越すものでございます。内容につきましては、新門司球技場のトイレ設置、総合体育館、第1、第2競技場の屋根の改修、それから、旧大阪商船の耐震補強に係る経費でございます。

続きまして、債務負担行為についてです。まず、若松市民会館改修事業は、空調設備の改修に要する経費につきまして、令和7年度に要する経費の限度額として7,000万円を追加するものでございます。

次の埋蔵文化財センター移転事業は、移転及び耐震補強工事の工期延長に伴いまして、令和7年度に要する経費の限度額として2億1,450万円を追加するものでございます。

6ページをお願いします。門司港地域複合公共施設整備事業です。令和9年度中の完成に向けまして、工期の遅れが極力生じないように令和6年度中にくい工事の契約を行いまして、令和7年度当初より先行していく工事に着手するため、既に設定しております債務負担行為につきまして、建設工事等に要する経費を減額しまして、くい工事に要する経費に限定するものでございます。

都市ブランド創造局所管分は市民会館の整備に要する経費で、限度額28億20万円を8,250万円に変更するものでございます。

以上で議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永井佑君） 総務部長。

○総務部長 着席にて失礼いたします。

2ページを御覧ください。

議案第146号、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

議案第146号は、本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共

団体の職員の給与等を考慮して、給料表の改定等を行うため、関係する2件の条例を改正するものでございます。

条例の改正内容ですが、(1)北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例のうち、ア、給料表の改定については、公民較差を解消するため、教職員給与を平均2.70%引き上げる改定を行うものでございます。なお、本市における行政職給料表及び国家公務員の俸給表の改定傾向等を考慮し、初任給をはじめとした若年層に重点を置くとともに、中堅層や高齢層にも一定配慮した全体的な改定を行います。

イ、扶養手当の改定につきましては、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を1万円から1万3,000円に改定するものでございます。ただし、受給者への影響に配慮し、2年間の経過措置を設けます。

ウ、地域手当の改定につきましては、地域手当の支給割合を3%から4%に改定するものでございます。ただし、当分の間、地域手当の支給割合を3%とする特例措置を設けます。

エ、単身赴任手当の改正については、採用に伴って住居を移転する教職員に対して単身赴任手当を支給するため、関係規定を改めるものでございます。

オ、管理職員特別勤務手当の改正については、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、現行は午前0時から翌日の午前5時までのところ、午後10時から翌日の午前5時までに拡大するため、関係規定を改めるものでございます。

3ページを御覧ください。

カ、定年前再任用短時間勤務教職員の支給対象となる手当の改正については、定年前再任用短時間勤務教職員に新たに住居手当を支給するため、関係規定を改めるものでございます。

キ、特殊勤務手当の改正については、災害応急対策等業務手当を新設するため、関係規定を改めるものでございます。

(2)北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例については、暫定再任用教職員について、定年前再任用短時間勤務教職員と同様に、新たに住居手当を支給するため、関係規定を改めるものでございます。

施行期日につきましては、3の(1)、アは規則で定める日とし、令和6年4月1日に遡及して適用いたします。3の(1)、イからカ及び(2)は、令和7年4月1日といたします。3の(1)、キは、公布の日から施行し、令和6年1月1日に遡及して適用いたします。

4ページを御覧ください。

続きまして、議案第147号、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案第147号は、定年引上げに伴う退職手当の基本額の計算方法に係る特例の改正を行うため、関係規定を改めるものでございます。

改正の内容ですが、(1)定年引上げに伴う給料月額7割措置の適用前に給料月額が減額された

ことがある教職員の退職手当は、当該減額前の給料月額、給料月額7割措置の適用前の給料月額及び退職時の給料月額により算定するものでございます。

(2)市長部局給与条例等の適用を受けていた職員から、引き続き教職員退職手当条例の適用を受ける教職員となった者のうち、給料月額7割措置の適用を受ける教職員の退職手当は、市長部局給与条例等の適用を受けていた職員として適用されていた給料月額を含めて算定するものでございます。

施行期日につきましては、令和7年1月1日といたします。

5ページを御覧ください。

続きまして、議案第204号、市立八幡図書館における指定管理者の指定について御説明いたします。

今年度末で八幡図書館の指定管理期間が終了するため、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会での検討結果を参考に、指定管理者候補を決定いたしました。今回選定いたしました候補について、令和7年4月1日からの指定管理者として指定するための議案を提出するものでございます。指定管理者候補は、株式会社図書館流通センターで、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算についてのうち、教育委員会所管分につきましては、補正予算に関する説明書に基づき御説明いたします。

7ページを御覧ください。

概要版を作成してお手元に配付しております。令和6年度12月北九州市一般会計補正予算、教育委員会所管分についてを御覧ください。説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

まず、1、歳出でございます。一番上の段、13款1項教育職員費、1目職員費の補正額は15億1,181万円で、教職員の若返り等により執行額が減少する一方で、人事委員会勧告に基づく給与改定や期末勤勉手当の0.1月分の引上げを行うことで給与費が増額となったため、教育関係職員給与費全体といたしましては増額補正を行うものでございます。

13款2項教育総務費、6目教育センター費の補正額180万円は、特別支援教育相談支援事業経費でございます。具体的には、人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴い、不足する予算を計上しております。

13款3項小学校費、1目学校管理費の補正額2,243万円は、教育用タブレット端末整備経費でございます。具体的には、GIGAスクール構想に基づき学校に整備している無線アクセスポイントと、端末用充電保管庫の新年度からの学級編制に向けた移設に要する経費を計上しております。

13款3項小学校費、2目教育振興費の補正額500万円は、特別支援教育学習支援員の配置事業経費でございます。具体的には、人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴い、

不足する予算を計上しております。

13款4項中学校費、1目学校管理費の補正額782万円は、教育用タブレット端末整備経費でございます。具体的には、GIGAスクール構想に基づき学校に整備している無線アクセスポイントと、端末用充電保管庫の新年度からの学級編制に向けた移設に要する経費を計上しております。

13款4項中学校費、2目教育振興費の補正額100万円は、特別支援教育学習支援員の配置事業経費でございます。具体的には、人事委員会勧告に基づく会計年度任用職員の報酬改定に伴い、不足する予算を計上しております。

次に、2、繰越明許費の追加でございます。柄杓田小学校ほか1校及び大谷中学校ほか1校ののり面改修事業において、関係者との調整や土質調査等に日時を要したため、3項小学校費と4項中学校費ののり面改修事業の計2億5,400万円の繰越明許費を計上しております。

次に、3、債務負担行為の変更でございます。門司港地域複合公共施設整備事業です。令和9年度中の完成に向け、工期の遅れが極力生じないよう、令和6年度中にくい工事の契約を行い、令和7年度当初より先行してくい工事に着手するため、既に設定している債務負担行為について、建設工事等に要する経費を減額し、くい工事に要する経費に限定するものでございます。

教育委員会所管分は図書館の整備に要する経費で、限度額14億8,270万円を5,950万円に変更するものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永井佑君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありますか。中村委員。

○委員（中村義雄君） 教育委員会にお尋ねします。

地域手当の改正のところで3%から4%に改定するんですけど、もちろんこれは国が何か示しているものだと思うんですけど、何か地域手当って、物価の高いところにプラスして高くするようなイメージがあるので、北九州市は人口も減っているし、全体的には物価が上がっているんで、それも影響しているのかなとも思いつつ、地域手当なので、そんなに北九州市が何か大きな都市に進化しているような感じもしないし、1%上がっている考え方というのを教えてください。

それと、特殊勤務手当の中の災害応急対策等業務手当のところで、教育委員会の中で災害応急対策というのがちょっとぴんときないので、これはどういう人が対象になるのかを教えてください。

それと、何か暫定的に上げないとかというのがありましたよね。地域手当か。当分の間、地

域手当の支給割合を3%とする特例措置の意味がちょっと分かんないので、それを教えてください。以上です。

○委員長（永井佑君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 御質問の3点に順次お答えさせていただきます。

まず、地域手当の1%の上がり方というところでございます。地域手当は、賃金動向調査等を見ながら、国全体でパーセンテージを決めているところなんですけれども、今回、地域手当を県単位で大きく一くりにしますという改正を国で行っております。ですので、北九州市の場合は、福岡県が全体として4%、ただ、都道府県の県庁所在地等は物価がさらに高いとかというところがございますので、今回特例で福岡市は現在10%なんですけど、8%、県内全体が4%ということで捉えられております。ですので、ゼロの地域もありますので、それでいくと福岡県全体としては若干高い地域になっているというところで、北九州市はもともと市単独で3%だったんですが、今回福岡県の中でということになりますので、それで4%に上がっているという状況でございます。

それから、災害応急対策等業務手当の対象者でございますが、これに関しては、北九州市以外の都市からの派遣要請に基づいて行く場合は、幅広く出るということになっております。今回の能登半島地震の対応に従事した職員も対象にするというところで、1月1日に遡及適用させていただきます。教育委員会からは、事務局のほうですけれども、学校が輪島市の方々の避難所となっております、中学生になろうかと思いますが、集団で宿泊施設等に移動されて、そこで生活指導とか授業を行ってございましたので、その生活指導で教員出身者の事務局職員を3名派遣しているのと、実際にそこで教べんを執る教員を1名派遣しておりますので、その方々が教育委員会の教員では支給対象になるということでございます。別途、この条例ではありませんけれども、今回提出させていただいた条例の適用になるんですが、被害認定調査に事務局職員を10名近く派遣しておりますので、そちらの方々も支給の対象になるというところでございます。

それから、地域手当の当分の間の3%の規定でございますが、国が経過措置を設けております。この地域手当は最終的に令和10年度に先ほどのパーセンテージに完成というところになっておまして、福岡県の場合は3%から4%に上がるんですが、来年度の経過措置については今回の人事院の勧告の中で3%据置きのままということになっております。ただ、この4%にいつ上がるかというところは、まだ国が示しておりませんので、そういう観点で国が4%に上げるというときまでの当分の間、3%の暫定措置を設けさせていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） ありがとうございます。よく分かりました。

地域手当は福岡市のおかげかなというような気もしますが、あと、特殊勤務手当は今まで

ついていなかったというのが逆にびっくりな話ですね。逆に言うと、今まで行った人はついていなかったということなんでしょうから。

○委員長（永井佑君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 この手当は、例えば国の職員が河川とかの被害の対応に従事するための手当というところで、もともと国のほうにございました。ですので、そもそも地方に沿う手がかどうかというところがあったんですが、今回の能登半島地震を踏まえまして、地方でもそういう災害対策、例えば避難所運営であるとか、先ほどの応急危険度調査の分であるとか、幅広く認められ得るという通知を総務省が出しましたので、今回検討させていただいて、1月1日に遡及する条例の提案をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） ありがとうございます。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。有田委員。

○委員（有田絵里君） それでは、1点お伺いいたします。教育委員会の扶養手当の改定ですね。配偶者に係る手当を廃止とありますけれども、恐らく3,500円の手当ですよ。これが廃止になって、子供に係る手当額を1万円から1万3,000円に改定するということだったんですけれども、北九州市ですと今配偶者の手当として幾らぐらい出ている、今現在の職員さんの子供たちに係る手当として、1万3,000円になって大体どれくらい支出が出るのかという、今の試算を教えてください。

○委員長（永井佑君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 まず、手当額でございます。これは国とほぼ同一なんですけど、現在、配偶者に出している手当でございますが、本市は7,500円出ております。こちらを段階的にゼロにいたしまして、先ほど委員から御指摘がありました子供のほうの手当を段階的に1万3,000円まで引き上げるというところでございます。

それで、予算の規模額ですけれども、教育委員会で所掌しております教職員のほうでいきますと、扶養手当全体では年間4億3,000万円弱ぐらいの予算規模ということになっております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 今が4億3,000万円出ているということですよ。今度、子供に手当がつきますよね。今の試算だと、ついたときにどれぐらい出ていくイメージなんですか。

○委員長（永井佑君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 こちらのほうは、プラスになる手当とマイナスになる手当を原資均衡していく形になります。要は、子供の手当を段階的に上げる額と、配偶者の手当を段階的に下げる額の均衡を図りながら改正をしていくということになりますので、総額的には大きく変わらないということになります。以上でございます。

○委員長（永井佑君）有田委員。

○委員（有田絵里君）ありがとうございます。

すみません。御説明いただく前に、全教北九州市教職員組合のホームページを拝見していて、3,500円ぐらいがということを書いていたんで、先ほど誤って3,500円と言ってしまうして、失礼いたしました。ということであれば、今と変わらず均衡を保っていくということなんですね。ありがとうございます。経過措置中はそういうことで、結局2年後からはプラスになるんですか。マイナスになるんですか。

○委員長（永井佑君）制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 これも先ほどの子供の手当を増やす額と配偶者の手当を減らす額の均衡を図りながらしてまいります。圧倒的に子供の手当をもらっている方のほうが配偶者より多いので、減らす額は大きいんですけど、増やす額は少なくなるということになりますので、人員が大きく変わらない限りは、来年も再来年も最終的には今の予算をほぼ均衡にしながら決定していくことになろうかと思えます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）有田委員。

○委員（有田絵里君）分かりました。ということであれば、毎年見直しするイメージになるんですか。

○委員長（永井佑君）制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 今回、経過措置で段階的にしますということで御提案させていただいておりますので、あくまでその範ちゅうの中で予算が大きく増減することなく、最終的には配偶者がゼロ、子供が1万3,000円という手当で完成していくということになります。以上でございます。

○委員長（永井佑君）有田委員。

○委員（有田絵里君）ありがとうございます。

最終的には今と変わらない予算規模で継続していくということですね。分かりました。

子供が増えたり、子供が減ったり、その時々でまた違うと思えますので、しっかりとここに関しては子供が増えたからといって、例えばいっぱい増えちゃったから、じゃあ今度手当が1万2,000円になりますとか1万1,000円になりますとかとなると、教職員の皆様方も子供を産んでとか、いろんなライフバランスを考えている中で、結局子供を産んだほうが損じゃんみたいなことにならないように、いろいろ条例の中で御検討いただければと思います。お願いいたします。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかに。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）まず、都市ブランド創造局のほうからお尋ねします。会計年度任用職員の給与改定ということで、4ページですね。美術館と、それから、科学館が上がっています。美術館のほうは事業名で上がっています。そして、科学館のほうは館の普及ということで上が

っているんですけども、それぞれの会計年度任用職員の具体的な仕事内容についてと、もう一つは、今ジェンダー平等ということで、男女の賃金格差が結構いろんなところで焦点に上っているんですけども、今回の対象となっている会計年度任用職員の方の男女比をそれぞれ教えていただきたいと思います。

次に、都市ブランド創造局ですね。5ページで、今回図書館の選定が行われたわけなんですけれども、それで、1つは点数が上がっておりますが、その中で図書館流通センター、それから、日本施設協会、ライブラリーパートナーズ八幡と3つ上がっていますが、この中で今まであまり聞いたことのなかった名前があって、ライブラリーパートナーズ八幡というのはどんな会社なのか、団体なのか、その特徴をちょっと教えていただきたいと。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員、図書館は教育委員会ですね。

○委員（藤沢加代君） ごめんなさい。間違えちゃった。もう一つ都市ブランド創造局で、埋蔵文化財センターの移転事業なんですけれども、現状のその工事の中身と、それから、今後のスケジュールについて教えてください。

教育委員会は、さっきの図書館のライブラリーパートナーズ八幡という事業者の特徴をちょっと教えていただきたい。

それから、さっきから話題になっております扶養手当の問題で、有田委員の質問によって大体具体的に分かったんですが、それで、子供の手当を増やすのはもちろんいいんですけども、そしたら、配偶者の手当を減らしていくということで、子供がおられる世帯はいいかと思えますけど、子供がいない、御夫婦だけとかというところが減ると思うんですが、現状の段階でなくなる、配偶者の手当がなくなっていくと、これから先分かりませんね。子供が生まれるかもしれないしというようなところもあろうかと思いますが、増える世帯と減る世帯の数とか割合とかは分かるでしょうか。以上、お願いします。

○委員長（永井佑君） 美術館普及課長。

○美術館普及課長 美術館の御質問をいただきました。私どもの次世代に向けたアートプログラム事業の会計年度任用職員の業務と男女比等についてお答えいたします。

まず、この次世代に向けたアートプログラム事業でございますが、これは今年度できた事業でございます。従来ミュージアム・ツアー事業と美術館のワークショップなどを行っておりました教育普及事業が合わさった事業となっております。そこで、ミュージアム・ツアー等を担当しておりました学芸員の資格を持つ会計年度任用職員1名と、それから、事務作業の補助を行います普通の事務職員2名を雇用しております。こちらはいずれも女性でございます。仕事の中身としましては、今取り組んでおります新しいオンライン・ミュージアム・ツアーとかといったところに従事していただいているほか、館内に来られる小・中学生の見学対応、また、ワークショップ等の実施も行っております。また、SNS等の広報の発信などもこの会計年度任用職員によってやっております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 総務課長。

○総務課長 科学館普及事業については、すみません。本日ちょっと科学館の担当が急きょ出席できない状況になってしまったので、私からできる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員5名分ということで、今スペースLABOの運営経費ということで、見学の受入れ等を様々行っておりますので、そういう対応ですとか、あるいは受入れの調整事務処理等、幅広く運営に関わっている会計年度任用職員の方の人件費でございます。

申し訳ございません。ちょっと男女比は今把握しておりません。そのところは分かりません。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今回の八幡図書館の指定管理者の募集に当たりまして、参加いたしましたライブラリーパートナーズ八幡について御説明いたします。

このライブラリーパートナーズ八幡といいますのは、共同事業体を組んでおりまして、代表の団体は有限会社白石書店で、そのほか、株式会社九州図書センター、それから、株式会社ヴィアックスの3団体で構成しております。代表団体であります有限会社白石書店は、地元の八幡西区を中心に書店を営んでおりまして、株式会社九州図書センターは本年8月に設立された法人で、データやネットを扱う会社になるということでございます。それから、株式会社ヴィアックスにつきましては全国で図書館の指定管理業務等を行っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 埋蔵文化財センターについてお答えさせていただきます。

まず、今年度の工事の状況でございますけれども、外壁ですとか建物のく体、天井、壁、床の工事等を行っております。そうした中で、併せまして足場を組んで建物内外の高所や見えない部分、そうしたものの詳細な調査を行いましたところ、想定以上に建物の劣化が進んでおりまして、そうしたところに対応する経費を今回補正として上げさせていただいております。

事業のスケジュールですけれども、当初令和7年の夏に完成予定でございましたが、半年程度の工期の延長を予定しておりまして、来年12月に延期になる予定でございます。工事完了後に備品の購入ですとか収蔵棚、そうしたものの整備を行いますので、移転オープンにつきましては令和8年度中を目指したいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 配偶者の扶養手当と子の扶養手当の実数のお問合せがございましたので、お答えさせていただきます。

人事委員会が調査した資料になりますので、御容赦いただけたらと思います。市全体でおよそ3,900人の市職員が扶養手当を受けております。そのうち、配偶者の扶養手当を受けている職員がおよそ1,600人、子の扶養手当を受けていらっしゃる方が3,300人いらっしゃいます。当然

のことながら、この全体の資料の中に配偶者もお子さんもいらっしやって、受け取られる方はこの中にそれぞれ含まれるということになります。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございます。

それでは、都市ブランド創造局のほうからなんですけど、今日担当者が不在ということで、分かれば教えていただきたいのは、その5人の会計年度任用職員なんですけれども、スペースLABOの全体の中で学芸員の方の数と、それから、この5名の方は学芸員とは関係ないのかどうか、ちょっとその辺が分かればですが、分からなければまた後で教えていただきますのでいいんですが。

○委員長（永井佑君） 総務課長。

○総務課長 すみません。また後ほど御説明に伺いますので、失礼いたします。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。結構です。

それから、美術館ですが、事業ということで具体的に伺いましたけれども、この会計年度任用職員は、大体今のところ5年ぐらいの期限があつたりして、この期限も問題になっていきますけど、この方々は会計年度だから1年ということなんですけれども、全体的に続けて雇用されるような人たちになっているのかどうかをお尋ねします。美術館のほうですね。お願いします。

○委員長（永井佑君） 美術館普及課長。

○美術館普及課長 そうですね。この2人に関しましては、ミュージアム・ツアーを開催したとき、その後ぐらいから雇用した経緯もございまして、結構長い職員になっております。美術館は、この事業ではなく、通常の学芸課のほうの職員4名は学芸員の資格を持つ者ですけれども、やはりちょっと長期になっている状況ではございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。ありがとうございます。

では、教育委員会の図書館なんですけど、今回、若松図書館の問題が起こって、指定管理について一定の全体の見直しなんかもあったんですけども、そういう不正の問題と、それから、全体の指定管理の見直しの課題もいろいろあったかと思いますが、そういう不正の問題と、その見直し、そういう課題について、この八幡図書館の選定についてはどのように反映されたのか、反映されていないのかということをお尋ねします。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 昨年度、若松図書館の指定管理者の不正が分かったということで、それとは別に指定管理者制度の見直しが行われておりました。結果、市全体として指定管理者制度の見直しの項目は10項目ございますけれども、その中に評価が悪い場合の減点という制度も設けられております。今回の八幡図書館の選定におきまして申し上げますと、選定の段階で指定管理者

に応募する事業者にコンプライアンスに関する体制が整備されているかといったところの審査基準等を設けまして、そこも確認して選定を行ったところです。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。ありがとうございます。

都市ブランド創造局にちょっとお尋ねします。さっきの美術館とスペースLABOなんですけども、今入館者の状況はどうなんでしょうか。いろいろ企画とか、それこそやられているかと思えますけど、コロナもあって、利用者は減っていたりしたんじゃないかと思うんですけど、その状況、どんな傾向か教えていただきたいと思えます。

○委員長（永井佑君） 美術館普及課長。

○美術館普及課長 美術館でございますが、昨年度の入館者数が13万5,000人前後でございましたけれども、今年度に関しましては分館が休館している状況ではあります、横山大観展、それから、50周年記念の事業であります大コレクション展等がございます、現在その企画展だけでも入館者数では13万人を超える状況になっております。

○委員長（永井佑君） 総務課長。

○総務課長 スペースLABOはコロナ中にオープンしまして、当初非常に多くの方に来てもらって、今も非常に来ていただいているんですが、令和5年度の状況で言いますと、全体で約40万人ということで、やはり最初が非常に多かったので、減少傾向ではあるかなと思っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） そしたら、最後に美術館ですけども、ミュージアム・ツアー、子供たちが行かなくなったりした分についての減少の、学校が行かなくなった、その年間の全体の数は分かりますか。

○委員長（永井佑君） 美術館普及課長。

○美術館普及課長 小学校3年生を対象として全校に来ていただいております、大体7,500人ほどに来ていただいていた状況でございます。関係者も入れますと8,000人ぐらいになりますけれども、そちらが今年度はないという状況です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。木下委員。

○委員（木下幸子君） 数点お尋ねします。

単身赴任手当の改正なんですけど、採用に当たって住居を転居する、移転するというんですけど、他都市から教職員の採用試験に受かって、家族で引っ越してくるとかという場合はどうなるのでしょうか。

それから、管理職員特別勤務手当ですが、ちょっとびっくりしたんですけど、現行は午前0

時から翌日の午前5時までで、今回10時からということなんですけど、令和5年とか令和6年にこの管理職員特別勤務手当を出さないといけないような状況というのは、何人分でどれぐらいかかったんでしょうか。

それと、時給でされるんでしょうか。今現在は0時から朝方5時までで何時間で幾らとか、何か金額を教えてください。

それと、今だったら夕方5時から0時までには時間外勤務になっているんですかね。ちょっと確認です。

それから、どういう状況のときにこの夜中から朝方まで特別勤務をされたりするのかというのがちょっと疑問でしたので、教えてください。以上です。

○委員長（永井佑君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 3点御質問いただきました。順次お答えさせていただきます。

単身赴任手当の支給でございますが、家族と一緒に来られた場合に出るかどうかというところでございます。単身赴任手当は、配偶者と当人の方が別々の場所に住むということが要件になっておりますので、一緒にお越しになられた場合は支給の対象にはならないということになります。

それから、管理職員特別勤務手当ですね。0時から5時が今回22時からということになりますが、これは国に準じて設定をしておりました。国の大本のところはキャリア官僚等が想定されるんですけど、国会の質疑等で、夜中に勤務をしないといけないというところに着目しまして、平日の0時から5時ということになっておりましたけど、今回国がそこを拡大しております。いわゆる深夜帯ですね、22時から5時までの部分を出すことになりましたので、ここは国に準じてさせていただいているところでございます。

ただ、学校の現場等でいきますと、例えば突発事象の発生とかで深夜勤務をしないといけないとか、我々事務局の場合ですと、要は翌朝までにやっぱり仕上げないといけないとかという場合に、そういうふうに深夜勤務になる可能性があります。これはあくまで管理職ですので、学校でいきますと教頭以上、それから、事務局でいきますと課長級以上が対象になりますので、金額としては本当に僅かといいたいでしょうか、そんなに大量に出ているというところではございません。

それから、手当額でございますけれども、補職に応じて金額が変わっております。平日、深夜の場合ですと、校長だと1回当たり2,000円、それから、教頭でいきますと、1回当たり1,500円という額が定められております。先ほど、それ以外の部分は時間外勤務かということでございましたけども、管理職でございますので、時間外勤務手当の支給は対象外ということになって、管理職手当がそもそも手当てされておりますので、あくまでこういう深夜とかの勤務をした場合にプラスして、先ほどの額が1日当たり支給されるということになります。以上でございます。

○委員長（永井佑君）木下委員。

○委員（木下幸子君）そしたら、令和5年とか令和6年は、管理職員特別勤務手当って何人ぐらいに支給したんでしょうか。

○委員長（永井佑君）制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 管理職員特別勤務手当ですけれども、予算でいきますと大体100万円ぐらいを計上させていただいておりますが、今のところ、9月までの支出済額で7万7,000円程度ということで、本当に僅かな人数しか実質支給をしていないというところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）木下委員。

○委員（木下幸子君）要は、7万円ぐらいの支出だったのに、予算は100万円を計上していたということで、何かそんなに要らないような気もいたしますが。

○委員長（永井佑君）制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 深夜帯以外にも土日勤務をした場合に別途手当が規定されております。それで、過去3年の執行ベースで平均値を取りながら予算を組んでおりますので、そういう意味では、今年は土日勤務とか深夜勤務等がなく、スムーズに、例えば台風とかでの待機とかがなかったり、そういう状況下の部分で、やっぱりその時々状況によって変わってまいりますので、今年は少なかったというところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）木下委員。

○委員（木下幸子君）管理職にしても、もうできるだけそういう状況が発生しないように、それと、働き方改革というのは常に意識されているとは思いますが、その点はしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、御主人だけが単身で赴任してくるといときだけしか単身赴任手当は出ない状況ですか。ちょっと確認します。

○委員長（永井佑君）制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 いわゆる単身の赴任でございますので、御家族で来られる場合は、今回国の改正と赴任手当、要はこちらに来るときにかかる旅費等は今後支給できるような形になっておりますが、あくまで単身赴任手当は御主人なり奥様なりが単身で来られるということが支給要件ですので、それぞれ世帯が分かれていますと、あくまで世帯が分かれて、それぞれで住居を持たないといけないというところに対する手当の意味がございまして、そういう意味では単身の方のみということになります。以上でございます。

○委員長（永井佑君）木下委員。

○委員（木下幸子君）何か家族としては寂しい気がします。一緒についてきて、家族も奥様とお子様とか、やっぱりこちらで生活するのに経済的に何倍かかかるので、それは国もそういう定め方をしているということですかね。ちょっと確認です。

○委員長（永井佑君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 今委員がおっしゃられましたように、国も同様の考え方をしております。あくまでその世帯が別々になることに対する割増し費用的な要素の部分を一定程度補填するというのがこの単身赴任手当の趣旨でございますので、一緒に来ていただくとなりますと、今度と一緒に来ていただくことで、逆に言うと先ほどのような扶養手当の対象になったりというところで、ちょっと性格が異なるものかなと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 木下委員。

○委員（木下幸子君） ありがとうございます。分かりました。終わります。

○委員長（永井佑君） ほかに。

○委員（藤沢加代君） さっき終わったつもりだったんですけど、1ついいですか。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） すみません。教育委員会の補正予算についてなんですけど、門司港地域複合公共施設の図書館についてなんですけれども、あそこは1階が図書館になっていますよね。それで、私たちはあその場所にはこれまでも反対してきたんですが、やっぱりあそこに建てるということであれば、災害対策というのをきちんと考えておられると思うんですが、その辺を具体的に述べていただきたいと思います。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 門司港地域複合公共施設に図書館が入った後のそういった災害の対応ということでございます。以前からもそういった議論があったかと思いますが、例えば浸水した場合という話がございますが、この件につきましては高潮対策として、貴重な書籍につきましては2階の閉架書庫に保管できるようなことを予定しております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） それは常時というか、平時の保管の仕方だと思うんですが、もし災害が起こったときという、有事といいますか、そういう事態は想定しておられないのか。どうなんでしょうか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 通常の有事の対策につきましては、門司図書館に限らず、市内の図書館、中央図書館とございますけども、それぞれ危機管理マニュアル等を定めて、それに従いまして対応するようにしております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。いいです。

○委員長（永井佑君） ほかに。森委員。

○委員（森結実子君） すみません。1点だけ教えてください。

債務負担行為で教育委員会にも都市ブランド創造局にも係るところであります、門司港地

域複合公共施設の整備に当たって、くい打ちだけ先行して着手をするために予算の組替えみたいなのが起きていますが、前回入札が不調になって、今建設する会社が決まっていない状態でくい打ちをするというのは、私はちょっと合理性とか蓋然性がないのではないかと考えています。ここの複合公共施設は、線路のそばでする工事なので、特殊な技術を持った会社でないと落札ができないということでありまして、落札ができる会社というのは大変絞られてくると思うんですね。ただ、先にくいを打ちました、そしたら、もうこの契約でやらなきゃいけないといたら、言い値ほどひどいことにはならないと思いますが、青天井で予算を積み増しされても、我が市は財政状況がぜい弱でありますので、建物の総工費みたいなのが出ていないうちにくいだけ打って、既成事実をつくるというのはあり得ないと私は思っているんですが、見解をお聞かせください。

○委員長（永井佑君） 総務課長。

○総務課長 今回の門司港地域複合公共施設の整備事業ですけれども、ただいま設計とか契約手続というのは都市戦略局を中心になって進めているところでございます。我々も都市戦略局等から情報をいただきながら、今一緒に進めているところですが、入札の中止の経過については、競争参加資格の確認申請書が提出されて、参加の意向を示した業者はあったものの、辞退届が提出され、結果として今中止になっていると聞いております。

今後、再入札を行うために、ただいま工事単価等を基に工事費等を精査して予定価格を定めているということを聞いておりますので、適切な設計で費用を算定して再入札を行うと。それに先行して工期をできるだけ遅らせないように、くい工事のみを残して今回減額補正させていただくということで、全体としては一旦入札が中止になったとはいえ、できるだけ予定どおりにいけるように適切に工事を進めていきたいということで、我々も一緒になって進めているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 6月議会でこれの建設費が大変上がったんですね。そのときに50億円近く上がっていたのも、遺構を全部そこに保存すると550億円になるとかというすごい数字が出されたので、一般市民の方もあまり気づくことなく、50億円の値上げはあっさりと通過したわけですが、50億円って物すごいお金なんですね。もちろん目的が違うお金ですけども、これをこのまま使って小学校、中学校の体育館にエアコンを入れたら50校もできるぐらいのお金になってしまう、ばく大なお金なんですね。ただでさえ、実施設計から翌年度の値上がり分とかも含めて50億円もちゃんと出したはずなのに、それでもできませんと言われて、そしたら、例えば我が市の財政状況を考えたら、減築をするとか、そういうふうには考えなかったんでしょうか。聞いても分かんないですよ。すみません。

そしたら、ごめんなさい。教育委員会も都市ブランド創造局もそれについては答えられないということで、私は6月のときも思ったんですが、それはもちろん図書館を管轄する教育委員

会とか、そういうふうにして局を分けて予算を立てていらっしゃるんですが、これは国からの指針でこうやって分けているんですか。

○委員長（永井佑君）総務課長。

○総務課長 予算の上げ方については、我々が認識している限りは、特段国からの指針とか指示があったとは聞いておりませんが、過去の折尾の総合事業でありますとか、あるいは黒崎の複合公共施設、そういう複合公共施設を造る際には、そこに入る施設を持っているそれぞれの局が実際に運用していくわけですので、そこから予算を計上させていただいているという、そういった経緯が過去からあると認識しております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）ありがとうございます。6月もそうでした。各局に建設費が上がってきて、今回もくい打ちは各局に議案として出ているのだと思うのですが、こうやって委員会で審議ができないようなものを議案として上げてくること自体が私は間違っていると思います。これは、これから大きな公共施設等が起きたときに毎回毎回出てくる話だと思いますので、何らか分かりやすいように、委員会できちんと議論ができるような議案の上げ方をさせていただきたいと要望して、終わりにします。

○委員長（永井佑君）ほかに。1点いいですか。

ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）教育委員会と都市ブランド創造局どちらもなんですが、指定管理者の問題、予算の関係で、指定管理者で株式会社が入っているところですね、事業者がいろいろありますから、株式会社が入っているところを含めてそれぞれ教えていただきたいと思います。

○副委員長（森結実子君）運営企画課長。

○運営企画課長 今回の教育委員会所管の八幡図書館につきましては、指定管理者候補として株式会社図書館流通センターが候補となっております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）文化芸術担当課長。

○文化芸術担当課長 株式会社が候補となっているところでございますけれども、門司市民会館、若松市民会館、今回共同企業体グループ、A2Kという名称ですけれども、構成企業として朝日建物管理株式会社、株式会社ケンビという2社による構成となっております。それと、旧百三十銀行ギャラリーにつきましても株式会社COLTということで株式会社による候補となっております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）スポーツ施設担当課長。

○スポーツ施設担当課長 指定管理のことでお尋ねがありました。スポーツ施設は今回8件募集してございますけど、その中でのお話でちょっとお答えさせていただきたいと思いますが

も、株式会社がJVなり団体のグループに入っていないところも含めまして、入っているところが8件のうち6件でございます。残り2件がNPO、それから、公益財団法人ということで株式会社が含まれていないということでございます。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）総務課長。

○総務課長 都市ブランド創造局は13グループ・施設がありますけども、合計で8グループに株式会社等が入っているという状況でございます。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）この指定管理者は、前回の指定から、途中で変わったところとか、企業名が変わったところとか、そういうのはあったんですかね。なければいいんですけど。

○副委員長（森結実子君）総務課長。

○総務課長 前回から指定管理者が変わった施設でございますけども、3施設ございまして、旧百三十銀行ギャラリー、浅生スポーツセンター、それから、文化記念・曾根臨海公園内スポーツ施設でございます。

あと、スポーツの施設で一部グルーピングが変わったということで、前回とこの施設が違うということはあるんですが、基本的に指定管理者が変わったというのは、以上の3施設ということになっております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）運営企画課長。

○運営企画課長 八幡図書館につきましては、指定管理者の変更はございません。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）ありがとうございました。以上です。

○副委員長（森結実子君）ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（永井佑君）ほかにないですね。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

明日も午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

| | | | | |
|---------|------|----|-----|---|
| 教育文化委員会 | 委員長 | 永井 | 佑 | ㊟ |
| | 副委員長 | 森 | 結実子 | ㊟ |